6　第二項若しくは第三項又は前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者は、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第六十九条の七の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、機構が法第六十九条の三の規定による統計の作成等に係る事務の全部を行う場合にあつては、機構）に提出しなければならない。

7　第二項から前項までの規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、第二項及び第三項第二号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、前項中「法第六十九条の三の規定による統計の作成等」とあるのは「法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供」と読み替えるものとする。

附則第十一条第二項中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）」を「補助金等適正化法」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第七項第一号中「及び口」を「から八まで」に改め、同号に次のように加える。

八　当該年度の被保険者情報活用等促進事業費額として厚生労働大臣が認める額

第三十七条の十三第七項第二号中「八まで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該年度の被保険者情報活用等促進事業費額として厚生労働大臣が認める額

第三十七条の十三第八項に次の一号を加える。

十九　被保険者情報活用等促進事業費額　各市町村における法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業に要する費用の額をいう。

第四十七条第一号中「被保険者証の番号」を「被保険者番号（法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。第五十条第二号において同じ。）」に改める。

第五十条第二号中「被保険者証の番号」を「被保険者番号」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二号中「介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号ロ及び第三十条第一項において同じ。）の番号」を「被保険者番号（介護保険法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。次号ロにおいて同じ。）」に改め、同条第三号ロ中「介護保険の被保険者証の番号」を「被保険者番号」に改める。

第三十条第一項中「被保険者証」の下に「（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。）」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第十四号中「病院等（以下この号において「病院等」という。）」を「業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等」に、「対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する」を「係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する」に改める。

第百十四条第六号中「第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務」を「第百六十条第一項各号に掲げる業務」に改め、同条第七号中「介護保険事業関係業務」の下に「（第百二十一条第二号において「介護保険事業関係業務」という。）」を加える。

第百十七条に次の一号を加える。

八　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（介護保険法第百六十条第二項各号に掲げる業務に関することに限る。）。

第百二十条第五号中「第百六十条第二項」を「第百六十条第三項」に改める。

附　則

この政令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「十五万四千九十円」を「十五万九千百円」に、「五万六千九百円」を「五万八千七百五十円」に、「五万三千三十円」を「五万四千七百六十円」に、「三万七千九百円」を「三万九千百三十円」に、「一万九千円」を「一万九千六百二十円」に改める。

第十八条第一項中「七万三千百七十円」を「七万五千八百二十円」に改め、同条第二項第一号中「十万九千七百七十円」を「十一万三千七百四十円」に、「二万四千百九十円」を「二万四千九百七十円」に改め、同項第二号中「二万四千百九十円」を「二万四千九百七十円」に改める。

第十九条中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第十八条の規定は、令和八年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十九条の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗